



食品の安全・安心 確保のための取組



栃 木 県



食品衛生責任者講習会等の開催

食品等事業者を対象に、食品衛生に関する知識の普及と自発的な取組に対する意識の向上を図っています。

また、(社)栃木県食品衛生協会では、営業施設の巡回指導や食品衛生責任者への再教育講習会等を実施しています。



とちぎハサップ

食品等事業者が供給する食品の安全性を高めるため、確実な衛生管理ができる施設を認証する「栃木県食品自主衛生管理認証制度」(とちぎハサップ)を推進しています。認証された施設や認証施設でつくられた食品には認証マークが表示できます。



安全・安心な食品供給体制を確立します



食品添加物、残留農薬等の検査

県内で流通する食品について、食品添加物や残留農薬、大腸菌などの有害物質モニタリング検査を実施しています。



食品営業施設等に対する監視指導

食品を製造・販売する施設や飲食店、給食施設などに対して、毎年度作成する「食品衛生監視指導計画」に基づき、計画的に衛生管理に係る監視指導を実施しています。

平成20年度立ち入り検査計画数

区分	監視件数
A ・行政処分を受けた施設 ・広域流通食品の拠点施設 等	60
B ・大量調理施設 ・流通食品の拠点施設 等	360
C ・食中毒等事故の発生の多い業種 ・大規模販売、製造施設 等	2,930
D ・食中毒等事故の発生の比較的小さい業種 ・中小規模の製造、加工施設 等	7,250
E ・食中毒等事故の発生の少ない業種 ・製造、加工済食品の販売業 等	3,540



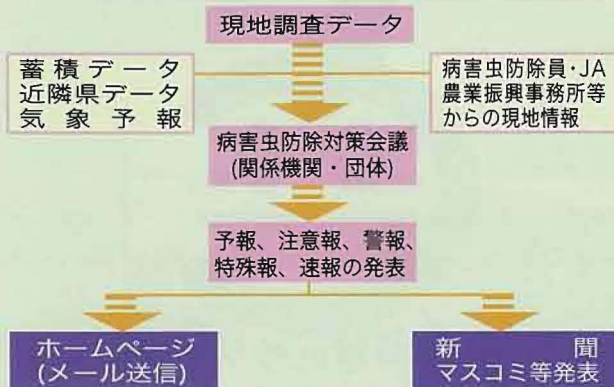
病虫害の発生予察情報の提供

農薬の使用量を抑えるには、病虫害の発生状況を見極めた効果的な防除が重要です。

このため、病虫害の発生予察情報を適時に発表し、適切な防除を呼びかけています。

<http://www.jppn.ne.jp/tochigi/>

植物防疫情報の提供の流れ



農薬専門家の育成・ 危害防止運動の展開

農薬の専門知識を有する人材を「栃木県農薬管理指導士」として毎年養成・認定しています。

また、6～8月を農薬危害防止運動期間として、各種広報や講演会等による啓発活動を実施しています。



農薬の適正使用を推進しています



適切な防除の手引きの発行

安全な農産物の生産や環境に配慮した防除技術をまとめた手引き「農作物等病虫害雑草防除指針」を毎年発行しています。



生産履歴の記帳

生産者・農業団体では、消費者の信頼確保を図るため、農薬や化学肥料の使用状況等を記録する、生産履歴記帳運動に取り組んでいます。

さらに、農産物の残留農薬分析を実施しており、これらの情報の公開に向けて取り組んでいます。





エコファーマーの育成

農業生産を安定させながら、化学農薬や化学肥料の使用量を減らし、環境と調和した生産に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定・育成しています。

都道府県別エコファーマー認定数一覧表(平成19年9月現在)

順位	都道府県	認定者数
1	福島県	17,445
2	岩手県	9,408
3	熊本県	8,819
4	山形県	8,457
5	新潟県	8,177
6	滋賀県	7,823
7	宮城県	7,692
8	山梨県	6,841
9	栃木県	6,649
10	茨城県	5,923
	その他	67,461
	合計	154,695



とちぎの特別栽培農産物 (リンク・ティ)

県では、化学農薬や化学肥料(窒素成分)の双方を県慣行(通常に栽培する場合)の半分以上で生産した農産物を認証しています。認証された農産物には「リンク・ティ」マークが付いています。

リンク・ティ生産登録(平成19年11月現在)



作物名	登録件数(件)	栽培面積(ha)
水稻	167	357
そば	5	36
トマト	35	14
はとむぎ	1	10
大豆	2	4
その他	16	7
合計	226	428

農薬使用量を低減した生産を推進しています



総合的病害虫・雑草管理(IPM)の推進

化学農薬だけでなく、様々な防除技術を組み合わせ、経済的に被害が出ない程度に病害虫や雑草の発生を抑制するとともに、環境に対する負荷を軽減する総合的病害虫・雑草管理(Integrated Pest Management)の取組を推進しています。

【判断】

防除要否・タイミングの判断



病害虫発生予察情報

予察情報の活用
ほ場状況の観察
など

病害虫・雑草の発生が経済的被害になる場合

病害虫の発生しにくい環境整備



- 除草による周辺環境整備
- 土壌還元消毒法
- 緑肥作物による土づくり

多様な手法による防除



- 性フェロモン剤の利用
- 生物農薬の利用
- 黄色粘着ロールの利用

【予防的措置】

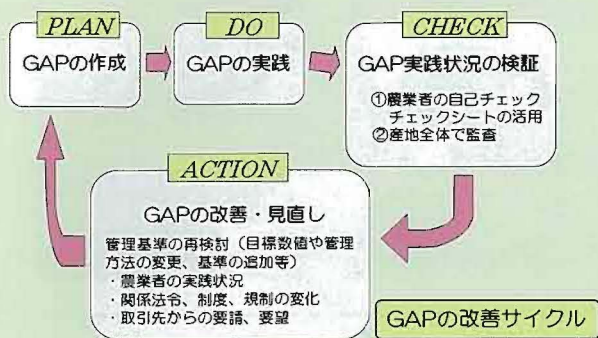
総合的病害虫・雑草管理(IPM)の体系

【防除】

GAP (農業生産工程管理) の導入支援

栃木県では県内の多くの産地においてGAP導入が図れるよう支援しています。

- ◎全てのいちご産地・麦産地でのGAP実践
- ◎トマト、なし、ほうれんそう、ねぎ産地へのGAP導入支援
- ◎産地でのGAP導入を進める指導者の養成
- ◎GAP産地の評価を高めるため消費者、流通業者への情報提供



GAPとは、農産物の安全及び品質、環境、労働安全等に配慮した生産工程を適切に管理する取組です。

安全・安心な農産物生産を推進しています

トレーサビリティの導入

食品の生産、加工、流通、販売などの各段階で、原材料の出所や食品の製造元、販売先の記録を記帳、保管し、食品とその情報を追跡・遡及できるトレーサビリティシステムの導入を促進しています。



いちごではバックごとに生産者名や生産者識別番号を表示

牛肉のトレーサビリティ

県内で飼養されている全ての牛(約160,000頭)に、10桁の個体識別番号を印字した耳標を装着しました。現在、牛の出生・異動などの情報に加え、牛に食べさせた飼料の情報提供を推進しています。牛の生産履歴情報は、精肉などに付いている個体識別番号により、(独)家畜改良センターのホームページで見ることができます。



(独)家畜改良センターのホームページ <http://www.nlbc.go.jp/>



牛海綿状脳症(BSE)対策

総合的・効果的なBSEの対策を実施するため、正確な情報提供や安全な畜産物の供給に取り組んでいます。

- 1 生産段階 家畜保健衛生所による衛生指導、臨床検査、24か月齢以上の死亡牛を含むサーベイランス検査
- 2 と畜場 食肉衛生検査所における検査、特定危険部位の除去・焼却処理



家畜の衛生管理

家畜を衛生的な環境で飼育する一般的な衛生管理に加え、HACCP方式の考え方を活かした管理の導入を推進しています。

- 1 家畜を飼養する全ての段階において、注意すべき病原体等による危害が生ずる恐れのある作業や管理を調査・分析
- 2 危害防止のためのチェックポイントを予め設定
- 3 衛生対策を日常的に実施し、遵守事項を常にチェック



畜産物・水産物の安全対策を強化しています



水産物の安全対策

水産用医薬品の適正使用を推進するため、講習会や養魚場の巡回指導を実施しています。また、生産魚の水産用医薬品残留検査を行い、その安全性の確認を行っています。

さらに、医薬品に頼らない健康な魚の生産技術開発に取り組んでいます。



飼料・動物用医薬品の検査

飼料や動物用医薬品の製造・販売業者等に対する立入検査・指導、品質確保のための検査・分析を行っています。

また、生産現場では畜産物由来の薬剤耐性菌の発現状況を調査把握し、動物用医薬品の適正使用を指導しています。





食品表示適正化強化期間

消費者が食品の内容を正しく理解し、選択するための重要な情報源である食品表示が適正に行われるよう、食品表示適正化強化期間を定め、消費者に対する普及啓発を図るとともに、事業者に対する監視指導を実施しています。



食品衛生監視員

県内各地の健康福祉センターに配置された食品衛生監視員が、飲食店や販売店、食品工場などに対する立入検査（年間約15,000件）を行い、適正な衛生管理や食品表示について指導しています。



食品表示の適正化を推進しています



食品表示ウォッチャー

県では、県民の方々の中から食品表示ウォッチャーを委嘱し、小売店等における食品表示状況の調査報告をお願いしています。

ウォッチャーから提供された情報に基づき調査や改善指導を実施しています。



食品表示110番

県民からの食品表示についての情報提供や、食品関連事業者からの相談等を広く受け付けています。

- ◇受付情報 1.偽装表示等不審な表示情報
2.食品表示制度に関する相談等

- ◇受付時間 平日 9:00~17:00
※FAX、郵便、Eメールは随時受付

- ◇受付窓口 農政部経済流通課
〒320-8501
宇都宮市埜田1-1-20
TEL 028-623-2298
FAX 028-623-2301
E-mail keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp



リスクコミュニケーションの推進

消費者・事業者・行政など、立場の異なる関係者間の信頼関係を築き、適正なリスク管理によって食品の安全性をさらに向上させるため、関係者間で情報を共有し、相互に意見を交換するリスクコミュニケーションを推進しています。



食と農の理解促進カレッジ

とちぎの代表的な農産物や食文化等についての講座を開催しています。生産者が講師を務め、食と農に関する情報発信を行っています。



消費者への情報提供、意見交換を行っています



とちぎ県政出前講座

食品の安全性の確保に関する施策や食品に関する話題等について、担当職員が出向きわかりやすく説明します。

- ◇対象 概ね20人以上の集会が対象
- ◇費用 無料(会場に係る費用は申込者負担)
- ◇主な講座 (食品の安全・安心関係)

講座名	申込先(TEL)
食の「安全」と「安心」	生活衛生課 (028-623-3114)
今日からできる食中毒予防	
県産農産物の安全・安心対策	経済流通課 (028-623-2298)
食品の表示制度	
畜産物の生産段階における食の安全確保について	畜産振興課 (028-623-2344)



食品の安全性に関する広報活動

県のホームページ(とちぎ食の安全・安心インフォメーション)や、広報誌、テレビ・ラジオなどを活用して、迅速でわかりやすい情報の提供に努めています。



【発行】

栃木県農政部経済流通課 (マーケティング対策班)
 TEL 028-623-2298 FAX 028-623-2301
 Eメール keizai-ryutu@pref.tochigi.lg.jp
 ホームページ <http://agrinet.pref.tochigi.lg.jp/>

保健福祉部生活衛生課 (食品安全推進担当)
 TEL 028-623-3114 FAX 028-623-3116
 Eメール eisei@pref.tochigi.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/life/shokuseikatsu/anzen/info.html> 【平成20年3月作成】